

飛鳥・藤原宮跡の調査

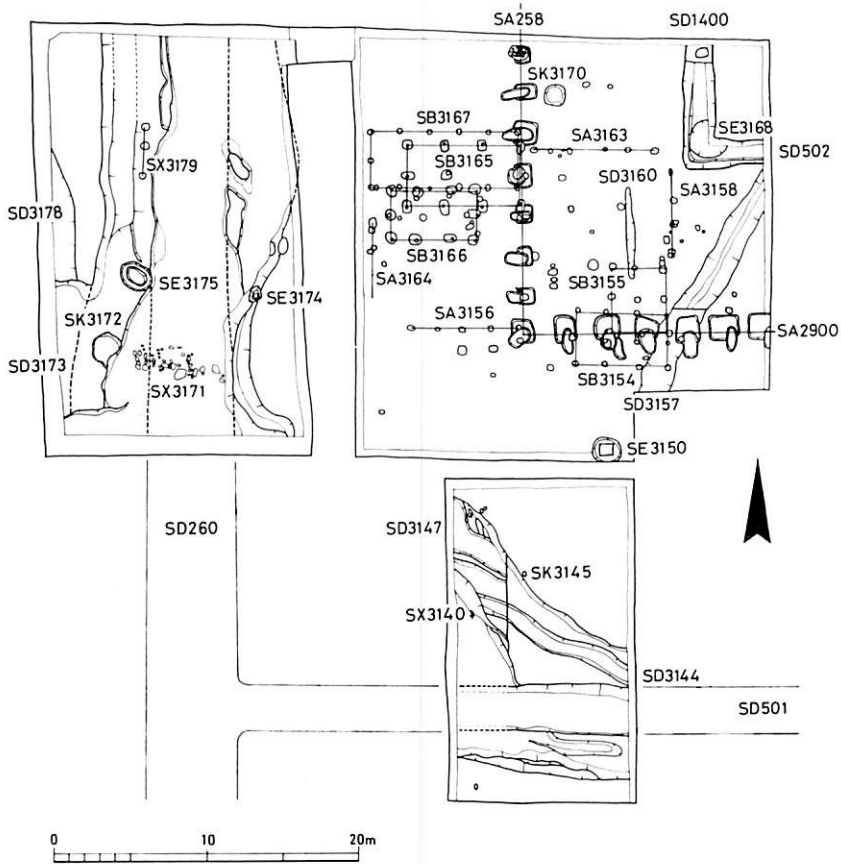
飛鳥・藤原宮跡発掘調査部

1981年度、飛鳥・藤原宮跡発掘調査部では、飛鳥地域において、飛鳥水落・石神の両遺跡を始めとして大宮大寺、檜隈寺など19件、藤原宮・京城において、宮西南隅、西方官衙、東方官衙など11件、合わせて30件に及ぶ調査を実施した。以下に主要な調査の概要を報告する。

1. 藤原宮跡・藤原京跡の調査

藤原宮西南隅（第34次）の調査 本調査は藤原宮の四至確認調査のひとつとして行なったものである。南面大垣と西面大垣の起点となる西南の隅角を中心に、外濠と内濠を含む範囲を発掘したが、外濠の隅角にあたる部分は民家があって調査できなかった。検出した遺構は藤原宮期、藤原宮以後、藤原宮以前の各期にわたる。

藤原宮期の遺構には宮の外郭施設である大垣、内濠、外濠と斜行溝1条がある。西面大垣 SA 258 は南北方向の掘立柱塼で7間分を検出した。柱間寸法は2.7m(9尺)等間である。掘形の大きさは一辺1.5m前後、いずれも西側に抜取穴を伴う。南面大垣 SA 2900 は6間分を検出した。柱間寸法は2.7m(9尺)と同じであるが柱掘形は西面大垣より大きく一辺が1.8~2m、隅角となる西端の柱のみは西南側に、その他はすべて南側に抜きとっている。礎板等の痕跡はみとめられない。大垣の内側に沿って内濠 SD 1400, SD 502 がある。SD 1400 は幅2.2m, SD 502 は東端で幅1.8mあり、ともに深さは0.7mである。堆積土層は3層で、上層からは多量の藤原宮の瓦が出土したが、中、下層は遺物が少なく、流水の跡は稀薄である。SD 1400 溝心と西面大垣の距離は11.6m, SD 502 と南面大垣の距離は11.7mである。斜行溝 SD 3157 は内濠・大垣より古いもので、藤原宮造営に伴う溝とみられる。西面外濠 SD 260 は南北方向の大溝で、総長27mを検出した。後世の氾濫と浸蝕によって著しく拡大、変形し、調査区中央付近で幅は約10mである。東岸の南半部と西岸北に当初の外濠流路が残り、これから外濠下底幅は5m程と推測できる。深さは南端で1.3m, 北端で1.6mである。最下層の灰色バラス層は広がった溝全域にあって、藤原宮期から平安初期までの遺物を含み、最上層の灰色粘土層からは、10世紀の遺物が出土している。南面外濠 SD 501 は東西方向の溝で20m分を検出した。溝幅は東端付近では約6.2mあるが、氾濫によって南へ広がったもので、溝下底に幅3mの本来の流路痕跡を残している。さらにこの溝は調査区の西半で北西方向に斜行して、西面外濠の東岸に向っている。深さは1m, 溝底は西面外濠より0.5m高い。西面外濠心と西面大垣との距離は、西岸上肩を濠西端として22.7m, 下肩を西端とした場合でほぼ21mとなり第23—5次調査で得られた数字20.7mに近い。濠幅も約10mで西面外濠が東面や北面の外濠幅の2倍の規模であることが確認された。南面外濠心と南面大垣の距離は24.1m。南面中門位置では21mであるから外濠は、西半部で南にずれていることになる。西面・南面どちらの外濠も宮廃絶後も水路として利用され、11世紀頃までは溝として機能していたようである。



第34次調査遺構図

外濠からは木簡1点、土器・瓦・土馬などの土製品、人形などの木製品、銭貨、馬骨など多くの遺物が出土した。

宮廃絶後まもない時期の遺構として、2棟の掘立柱建物 SB 3165・3166 がある。SB 3165 は西面大垣がとり払われた後に造られた桁行3間 (5.7m)、梁行2間 (3.6m) の小規模な東西棟で、柱径は 15 cm 程度である。SB 3166 は SB 3165 廃絶後に位置を南にずらし、規模を縮小して造られている。

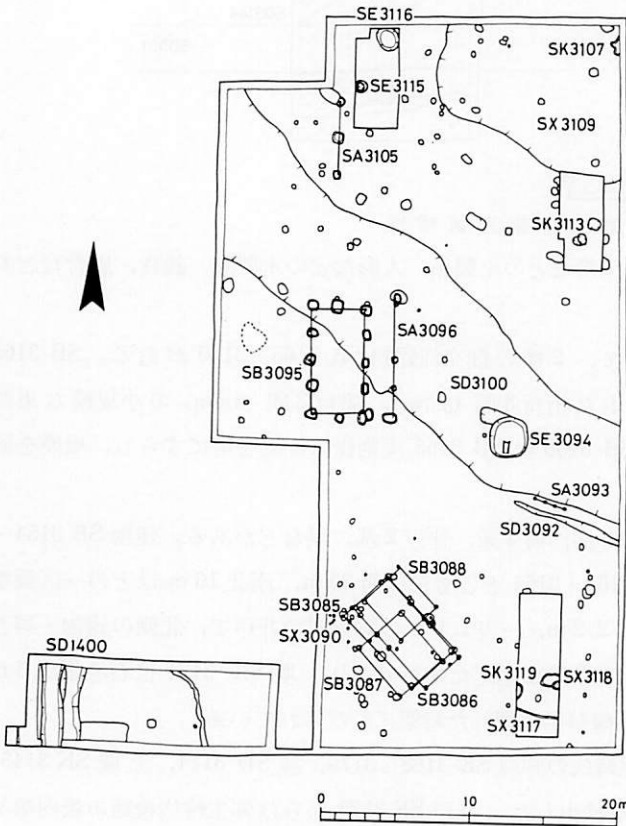
平安時代の遺構には、掘立柱建物3棟、塀4条、井戸2基、堰などがある。建物 SB 3154・3155・3167 は塀 SA 3156・3158・3163・3164 とともに東西 20 m、南北 16 m ほどの一区画を構成している。井戸 SE 3150 は深さ 2.2 m、一辺 1.1 m の縦板組の井戸で、北側の建物・塀と同時期とみられる。SE 3174 は曲物を2段に据えた井戸であり、堰 SX 3171 は石を幅 1.5 m 長さ 6 m にならべたもので、西面外濠が半ば埋れた時期に設けられている。

藤原宮以前の遺構としては、弥生時代の井戸 SE 3168・3175、溝 SD 3114、土壙 SK 3145・3174、古墳時代の溝 SD 3178 などを検出した。井戸 SE 3175 からは弥生時代後期の畿内第Ⅴ様式土器一括と、編物片、加工板材などが出土している。

西方官衙地域（第33次）の調査 この調査は市立鴨公幼稚園の運動場建設に伴う事前調査として実施したもので、第5～9次調査で確認された藤原宮西方官衙地域の一面にあたる。検出した遺構は藤原宮期とその前後の3時期に分けられる。

藤原宮期の遺構には宮西面の内濠 SD 1400 と井戸 SE 3094 がある。SD 1400 は幅 4.2 m、深さ 0.6 m で、中央の 1.2 m 幅が一段深い流路となっている。最下層は多くの木片、削屑を包含しており、軒平瓦6647型式 1 点が出土した。井戸 SE 3094 は一辺 2.6 m、深さ 1.2 m の隅丸方形の掘形の南寄りに、80×40 cm の長方形の井戸枠を据えている。枠組の大きさ、位置、用材から二次的に作りかえられたものと考えられる。井戸内埋土から藤原宮期の土師器が出土した。

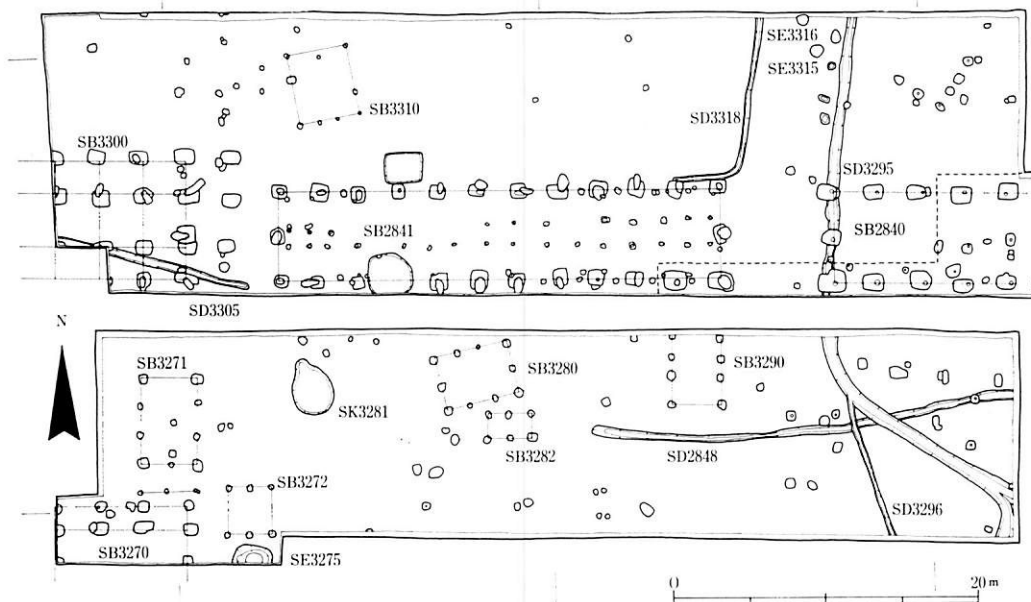
藤原宮以前の 7 世紀後半の遺構としては掘立柱建物 SB 3095、塀 SA 3096・3105 がある。古墳時代の土器を包含する暗褐色粘土は調査区のほぼ全域にわたって広がっており、藤原宮期及び 7 世紀後半の遺構のベースになっている。さらに下層の弥生土器包含層もほぼ同じ範囲に広がっており、両層とも自然河川 SD 3100 の西岸に形成された沖積層の一部とみられる。堆積層調査のための小トレンチ内で、古墳時代の井戸 SE 3115・3116、土壌 SK 3113、及び弥生時代の土壌状遺構 SX 3118・3119、溝状遺構 SX 3117 などを検出した。



第 33 次 調査 遺 構 図

藤原宮以後の遺構には 4 棟の掘立柱建物と塀、沼状遺構などがある。掘立柱建物 4 棟は SB 3085・3086・3087・3088 の順にほぼ同位置で 4 度にわたって建て替えられている。

藤原宮西方官衙は、宮の内濠から西一坊大路計画線までの東西 180 m、西面中門から西面南門に至る南北 270 m の範囲を占める官衙と推定されており、この区画の北半部にはコ字形に配置された長大な掘立柱建物 5 棟が発見されている。南半部については今回が初めての調査であり、西面南門までには未調査地もあるので、この結果のみでは断言できないが、北半部に較べて建物が少なく、空閑地として使われた様子がうかがわれる。



第35次調査遺構図

東方官衙地域（第35・33—4・33—7次）の調査 第35次調査は東方官衙地域の実態を解明するための一連の調査である。調査地は第30次調査区の西に接し、その西側拡張区に一部重複した東西65m、南北35mの範囲である。なお第33—4・33—7次調査は民家新築に伴う小規模な調査であるが、東方官衙の一画にあたるため、併せて報告する。

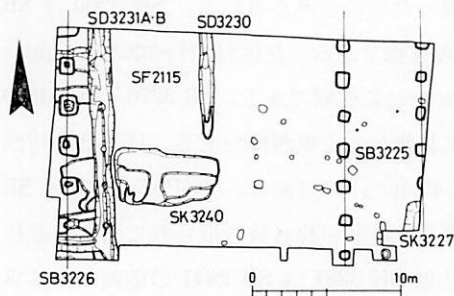
第35次調査で検出した遺構は、古墳時代、7世紀、藤原宮期及び藤原宮以降の4期に大別できる。藤原宮期の遺構には、掘立柱建物SB2840・2841・3300・3270、井戸SE3275、土壙SK3281がある。SB2840は第30次調査でその東半部を検出している桁行12間（総長35.2m）、梁行2間の東西棟で、柱間は桁行、梁行とも2.93m（10尺）等間である。今回、その西妻を確認した。SB2841は、SB2840から7.3m西に離れた位置にある桁行11間（総長29.3m）、梁行2間の東西棟である。柱間は桁行2.64m（9尺）等間、梁行2.93m（10尺）等間に復原できる。この建物には、側柱掘形の内側に各1列、中通りに2列、計4列の床東の東石が点々と残っており、桁行方向に4列の根太を渡し、梁行方向に床板を張ったものと考えられる。SB3300はSB2841の6m西にある桁行3間以上、梁行3間の総柱の建物である。柱間は桁行が2.93m（10尺）等間、梁行は中央間が3.5m（12尺）、両端間が2.34m（8尺）に復原できる。SB3270はSB3300より14m南にある桁行3間以上、梁行2間の身舎に北廂がつく東西棟である。柱間は桁行が2.93m（10尺）等間、梁行は身舎が2m（7尺）、廂が1.45m（5尺）である。井戸SE3275はSB3270の3m東にあり、径2m、深さ0.7mの規模を有する。井戸枠は抜き取られており、底に敷いたとみられる拳大の円礫が多数遺存していた。土壙SK3281はSB2841の南西にある平面楕円形の浅い土壙である。SE3275、SK3281の埋土からは藤原宮期の土器が少量出土した。

7世紀の遺構には掘立柱建物 SB 3271・3272・3280・3282・3290・3310がある。出土遺物が乏しく確実な年代は不明であるが、藤原宮期の建物群と造営の方位がほぼ一致する SB 3271・3272・3290 と、その方位が方眼方位に対して北で西へ 14° 前後偏する SB 3280・3310 の 2 群に分けることができる。

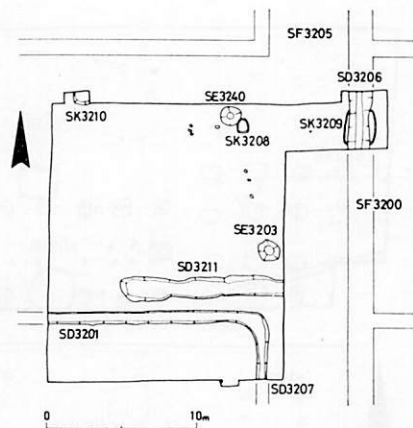
古墳時代の遺構には、第30次調査で東半部を検出した東西溝 SD 2848 の西半部と、その西側延長部とみられる SD 3305 を調査区西端で検出した。調査区北東部で検出した井戸 SE 3315・3316 はいずれも平面が楕円形を呈する素掘りの井戸である。SD 2848・3305, SE 3315・3316 の埋土からは古墳時代前期の布留式土器が出土した。

第30・35次の調査で検出した東方官衙の4棟の建物 SB 2840・2841・3300・3270 と、2基の井戸 SE 2846・3275 の構成は、東西棟を主体とするか南北棟を主体とするかの違いはあるが、長大な建物を並列する建物配置において、すでに明らかにされている西方官衙の一面に共通する点が多く、藤原宮における官衙の基本的なあり方を示していると考えられる。全体の配配置計画や性格については今後の調査の進展に待つところが大きい。4棟の建物は、東西あるいは南北方向に整然と配されており、なんらかの配置計画に基づいていることは明らかである。4棟の建物のうち、SB 3300 はさらに西方へ延びていると思われ、東方官置の一面はその東西幅がさらに広大になるものと推測される。

一方、民家の新築に伴う事前調査として東方官衙地域で実施した第33-4・33-7次調査では、条坊計画線である東二坊間路 SF 2115 とその両側溝、四条条間路 SF 1731 とその両側溝及び藤原宮期の掘立柱建物 SB 3225・3226 と SB 2119 を検出した。第30次調査区の南約 160 m の第33-4次調査区で検出した SB 3225 と、同じく第30次調査区の南 20 m の第33-7次調査区で検出した SB 2119 の2棟の掘立柱建物はいずれも東大垣の西約 40 m に位置しており、第30次調査区では東大垣から約 60 m の間が空閑地とみられることと異なる様相を示している。また、



第33-4次調査遺構図



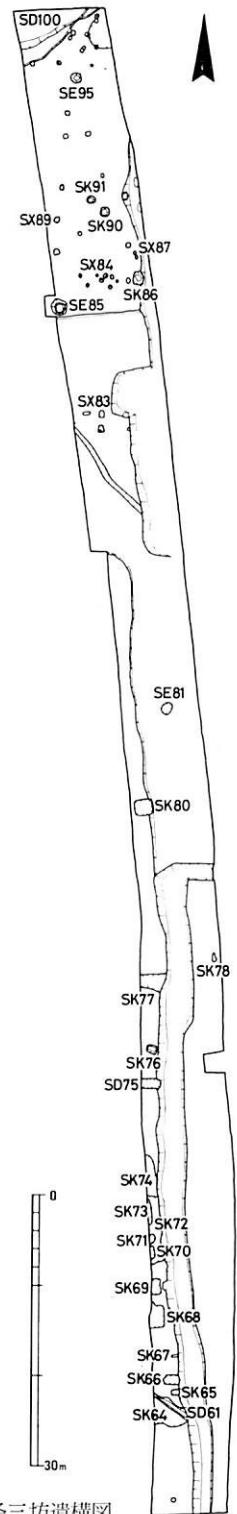
第33-3次調査遺構図

SB 3225・3226・2119 の建物方位は、宮内の他の地域の建物と同じく、方眼方位に対して北で西にわずかに偏しており、第30・35次調査区の4棟の建物が北で東に 1°56' 前後偏する点と異なる特色をもっている。このように、東面北門からその西南に広がる官衙の北半と南半では建物の配置や造営方位が異なっていた可能性もあり、東方官衙地域における今後の調査の進展が待たれる。

藤原京二条大路(第33-3次)の調査 この調査は民家新築に伴う事前調査として実施したものである。調査地は大極殿の西北約600mに位置し、藤原京二条大路と西二坊坊間路の交叉点にあたる。調査の結果、二条大路 SF 3200 とその南側溝 SD 3201, 西二坊坊間路 SF 3205 とその東西の側溝 SD 3206・3207 を検出した。二条大路と西二坊坊間路の交叉する部分では、坊間路の東側溝が二条大路の路面を横断する形になっており、従来の右京でのあり方と一致する。西二坊坊間路の幅員は両側溝の心々距離で6.5mである。二条大路の幅員については、その北側溝が今回の調査区外にあり、15m以上と推定されるにとどまった。ただし、これまでの成果を参考にすると、昭和42年の奈良県教育委員会による調査で検出された東西溝 SD 150 が二条大路北側溝にあたるものと考えられ、その場合、一条大路の幅員は17.4mとなる。

藤原京左京九条三坊(村道耳成線第2次)の調査 この調査は村道耳成線の改良工事に先立って行ったものである。調査地は大官大寺の西北方、左京九条三坊の北東坪と南東坪にあたり、第1次調査区の北に延びる南北170m、東西12mの範囲である。調査の結果、第1次調査で検出した大規模な整地事業がさらに北方に広がることを確認した。この整地層の範囲は第1次調査区を含め南北330mに及ぶ。東西についても、大官大寺北辺の第7次調査区で検出した黄褐色砂質土や、今回の調査中に第1次調査区西方で確認した整地層が一連のものとする、その範囲は東西300m以上に及ぶことになる。また、整地層の出土土器から、この整地事業が7世紀の第Ⅱ四半期頃に行われたことを再確認した。調査範囲が狭く、整地層に伴う明確な遺構は検出できなかったが、東西300m以上、南北330mに及ぶ整地層の広がりとその出土遺物から、整地事業の要因を舒明朝の「飛鳥岡本宮」、あるいは斉明朝の「後飛鳥岡本宮」の造営と関連づける先の想定(年報1981)を補強する資料を得ることができた。

7世紀代の遺構として、飛鳥Ⅲ段階の土器を伴う井戸 SE 95, 土壇 SK 86・90・91と、藤原宮期の土器を伴う井戸 SE 81・85, 土壇 SK 64~69・72~74・80などを検出した。これらに伴う建物遺構は明らかでない。この他、藤原京の条坊関係の遺構として、東西溝 SD 75 を検出した。この SD 75 は位置的には六条条間路の北側溝に相当するが、調査区内では南側溝は確認できず、その当否については今後の調査の進展を待って、さらに検討を加える必要がある。



左京九条三坊遺構図

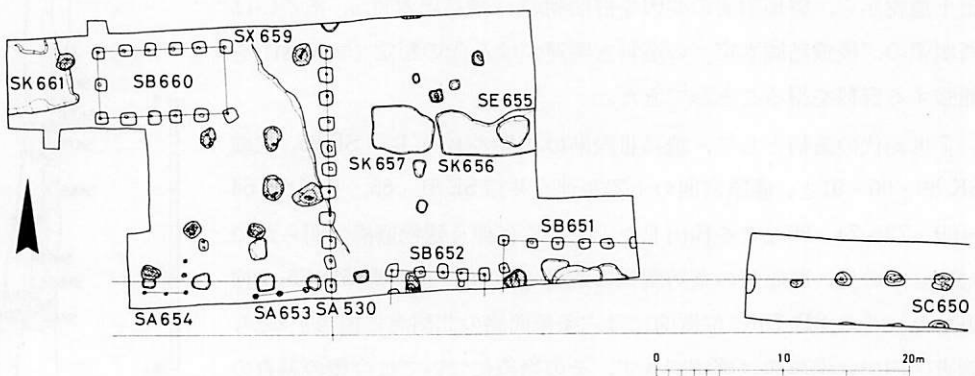
2. 飛鳥諸寺の調査

大官大寺北面回廊・寺域東限（第8次）の調査 本年度は、北面回廊と寺域の東限を確認するために、講堂の北方（西区）と、そこから東100mにわたる範囲（東区）の調査を行なった。その結果、北面回廊と寺域東限の南北塀、寺造営前の遺構などを検出することができた。

北面回廊 SC 650 は西区で5カ所、東区で9カ所（8間分）の礎石据付痕跡を検出した。これによって、北面回廊は梁行1間（14尺）の単廊で、桁行は中央1間が17尺、両脇17間が13尺等間、東西両端間が14尺で、総長487尺の規模に復原できる。実長は伽藍中軸線から回廊東北隅礎石までの距離が72.1mであるから、東西幅は144.2mとなり、造営尺は1尺=0.296mになる。

寺域東限の南北塀 SA 633 は4間分を検出した。柱間はややばらつきがあるが、ほぼ1.9m等間である。この SA 633 は第7次調査で検出した寺域北限の東西塀 SA 690 に共通した状況を示しており、またその位置から寺域東限を画す施設と考えられる。南北大溝 SD 630 は、その西岸のみを検出したが、幅8m以上あり、深さは1.2mである。出土遺物から大官大寺の時期にも存続していたと判断される。なお、この SD 630 は中ツ道の想定線上に位置しているが、調査区内では道路の痕跡は全く認められなかった。

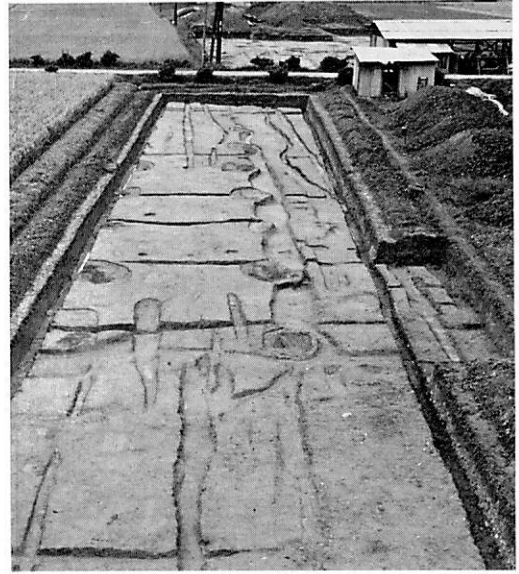
寺造営前の遺構には、掘立柱建物 SB 631・651・652・660 と塀 SA 530 がある。SA 530 は西区中央にある掘立柱の南北塀で、第6次調査区で検出した部分と合わせると総長44.5mに及ぶ。これらの建物と塀は、遺構の重複関係、出土遺物から、大官大寺造営に先行する7世紀の後半期に営まれたものと考えられる。それぞれの存続時期については明確でないが、造営方位から、北で西に1°前後偏する SB 631・660・SA 530 と、北でわずかに東へ振れる SB 651・652の2群に区分できる。この他に、掘立柱建物 SB 632、塀 SA 634・653・654 を検出したが、いずれもその時期は明確ではない。また、大官大寺所用の屋瓦を多量に含む土壌 SK 656・657・661 と、礎石落し込み土壌16カ所を検出した。これらの土壌から出土した軒瓦は、軒丸瓦 6231B 型式と軒平瓦 6661B 型式がその大半を占め、南・東面回廊と同じくこの組合せが北面回廊の軒瓦の主体であったと考えられる。今回の調査で北面回廊の位置と規模が判明し、回廊



大官大寺第8次調査遺構図（網目は礎石落し込み土壌）

が講堂を取り囲む特異な伽藍配置が明らかになった。なお、北面回廊の北、あるいは東に僧房の存在を想定していたが、その遺構は確認できなかった。ただし、礎石落とし込み土塹の中には、回廊から 20 m 以上離れてあるものもあり、礎石建物がこの付近に存在した可能性は残されている。

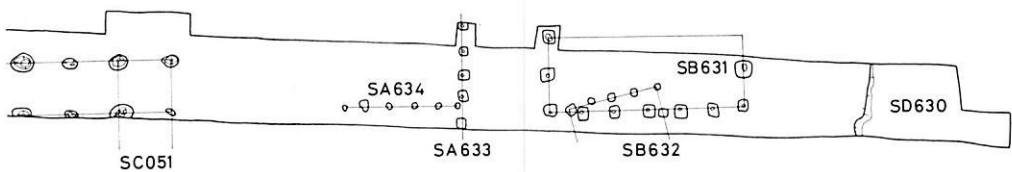
これまでの調査によって主要伽藍の配置がほぼ確定し、寺域についてもいくつかの重要な手掛りが得られた。ここで、これまでの調査の成果によって、大官大寺の寺域と藤原京条坊との関係及びその伽藍配置計画に関して少しふれておこう。朱雀大路・四条条間路の



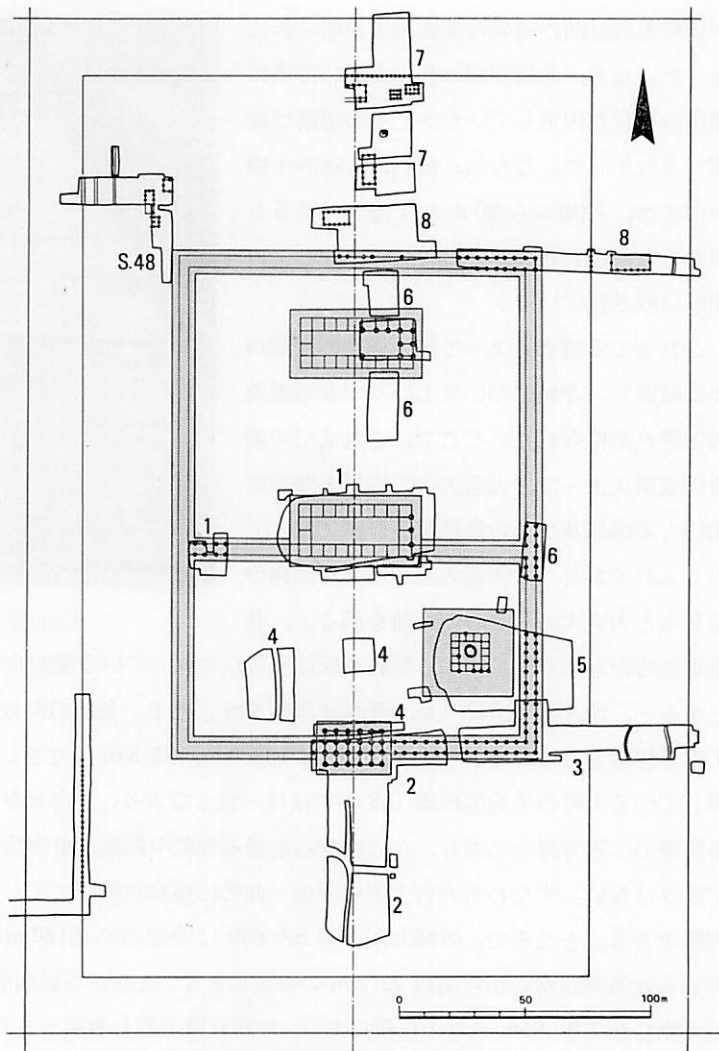
北面回廊 SC 650 (東から)

交差点と大官大寺金堂心の距離を測ると、藤原京条坊の方眼方位に対する振れを既に明らかになっている藤原宮の中軸線と同じ $N 26'30''W$ とすると、南北は 1,532.4 m、東西は 936.8 m となる。条坊の町数では南北が 11.5 町、東西が 7 町と想定されるので、それぞれ 1 町は 133.8 m、133.3 m となる。この数値は従来の調査で確認している 1 町の平均的距離 133 m にほぼ一致しており、大官大寺の金堂心が九条大路と十条条間路の二等分線上にあり、かつ金堂心を通る伽藍中軸線が東四坊坊間路に一致するとみてまず誤りはない。すなわち大官大寺の寺地・伽藍は藤原京条坊に正しく則って設定されていると判断できる。ところで、寺域北限の塀 SA 600 は金堂心の北 180 m (600 尺)、すなわち寺域の北を通る九条条間路心から南約 22.2 m の位置にある。また、寺域西限の南北塀 SA 2700 は東三坊大路心から東 22 m 余りの位置にあり、寺域北限と同じ設定のあり方を示す。それに対して、今回の調査で検出した寺域東限の塀 SA 633 は伽藍中軸線の東 94.8 m にあり、西限の塀と対称の位置ではなく、約 16 m 内側に偏している。これは寺域東限の東四坊大路 (中ッ道) の想定位置に幅の広い南北溝が通っていることによる現象とも考えられるが、なお検討を要する。

伽藍配置についても、中心にある金堂の位置が基準になっていると考えられる。回廊の規模は、南面回廊の東西幅が 143.6 m (479 尺) であり、造営尺は 1 尺 = 0.300 m となる。一方、北面



回廊の東西幅は144.2 m (487尺)であり、1尺の長さは0.296 mとなる。また東面回廊の南半では1尺=0.301 mの造営尺が得られるなど、1尺の実長が場所によって異なる現象が認められる。その原因は必ずしも明らかではないが、大枠の地割りと建物細部の割り付けが異なる基準に基づいているためではないかと思われる。回廊の東西幅は南面が479尺、北面が487尺であり、南北幅は365尺前後に復原できる。また金堂心から南面回廊南側柱までの距離は296尺である。こうしたことから推量して、回廊東西幅を480尺、金堂心を中心にして北面回廊をその北360尺、南面回廊を南300尺



寺域と伽藍配置 (数字は調査次数)

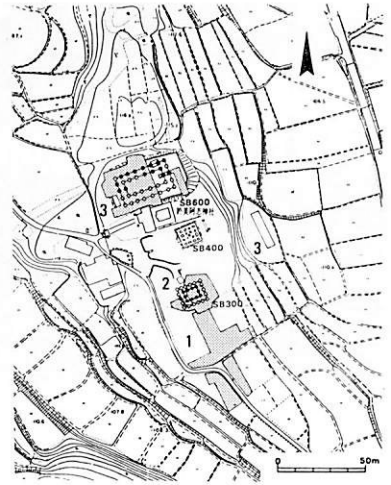
に設定したものとすると、それぞれ大尺で400尺、300尺、250尺という整然とした数値を得ることができる。この想定が妥当ならば、回廊全体の規模は金堂を中心で大尺で設計し、柱間寸法など細部の割り付けには小尺を用いたために、南・北回廊がほぼ同長でありながら、尺による数値が異なり、造営尺の実長が異なるという現象が生じたのではないかと考えられる。

大官大寺北限の塀 SA 600 は、前述のように金堂心の北600尺の位置にあるが、これはまた500大尺であり、仮に寺城南限の施設が金堂心を中心に対象の位置にあるとすると、寺域の南北幅は1,000大尺という極めて整った数値になる。大官大寺の寺域や伽藍配置の設定に大尺が使用されたかどうかについては、なお今後の調査成果を含めて検討する必要があり、一概には断じ難いが、同時期の他の寺院の例や藤原宮の地割りのあり方などとも合わせて、さらに検討を深める必要がある興味深い問題といえよう。

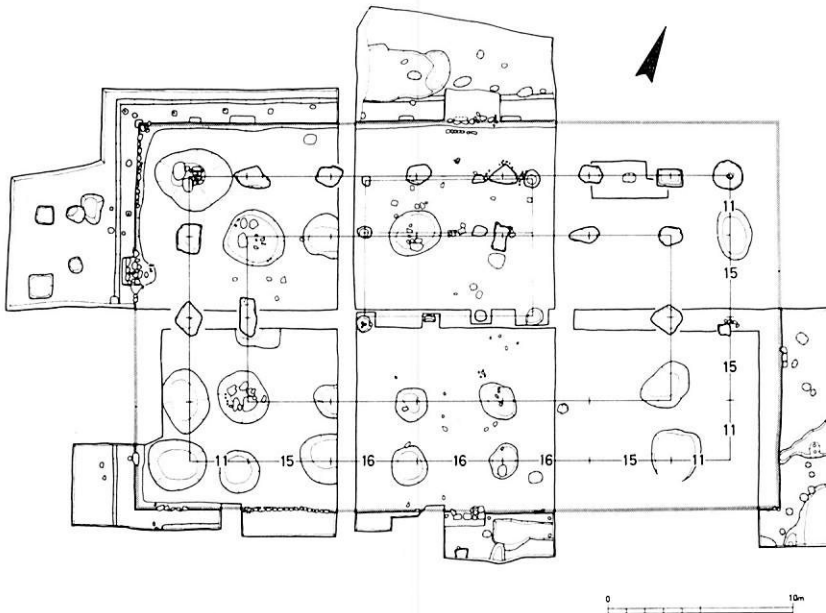
檜隈寺講堂(第3次)の調査 本年度の調査は、講堂跡といわれる土壇の西半部と基壇東辺部を調査し、講堂の規模と回廊のとりつきを明らかにする目的で実施したものである。その結果、講堂 SB 600 と、その基壇、雨落溝、足場穴などを検出した。

基壇上で検出した礎石建物 SB 600 は桁行5間、梁行2間の身舎の四面に廂がつく東西棟建物である。桁行7間(総長29.4m)、梁行4間(総長15.3m)の規模を有し、柱間寸法は基準尺を29.4cmとすると、桁行は中央3間が16尺、両脇各1間が15尺、廂が11尺となる。梁行は身舎2間が15尺、廂が11尺となり、桁行総長100尺、梁行52尺の大規模な建物となる。礎石は基壇北半部を中心に15

個が原位置を保ち、そのうち14個は長大な花崗岩の自然石であるが、北側柱東第2の礎石には凝灰岩切石(竜山石)を用いる。この切石は7世紀代の石棺式石室の底石を転用したものである。礎石は基壇築成の途中で根石を置いて据えつけ、さらに基壇上面まで土を積み上げて基壇を完成している。基壇は、丘陵の旧地形を利用して、東半部は地山を削り出して整形し、斜面にあたる西半部は一旦基壇下面まで整地して、その上に版築による基壇を築成している。基壇規模は東西35.3m(120尺)、南北21.2m(72尺)、高さ1.2mである。基壇外装は半截した平瓦を積み上げた瓦積基壇で、後に玉石積みで一部補修している。基壇上及び周辺の瓦堆積層から



調査位置図



檜隈寺講堂遺構図



講堂基壇北面の瓦積みと雨落溝

多量の方磚が出土しており、創建当初の基壇上面は磚敷きであったと考えられる。階段は後補の玉石積基壇に伴うもので、南面・西面・北面の3カ所で検出した。いずれも玉石を用いており、基壇に入り込む形でとりつく。西面階段は身舎北間

に設置し、幅2.5mで2段残る。南・北面階段は中央間にとりつき、幅3m以下で2段が残る。雨落溝は基壇端から約1mにあり、幅約20cm、深さ5cmの素掘りの溝である。なお、北面と西面の基壇周辺、及び北面の基壇外装の瓦積み直下で、軒足場穴とみられる小柱穴を検出した。

礎石建物SB 600の廃絶後に、基壇中央に桁行3間(9m)、梁行3間(7.2m)の礎石建物SB 601が造られる。SB 600の礎石を一部利用し、またSB 600以外の他の堂宇に用いられた円形柱座をもつ礎石を転用している。

遺物は膨大な量の瓦類と、土器、金属製品がある。礎石建物SB 600の建立時に用いられた軒瓦はいわゆる藤原宮式の一組である。この他に7世紀前半にまで遡る単弁11弁蓮華文軒丸瓦や、広島県横見廃寺例と同范とみられる火焰文をもつ山田寺式の軒丸瓦などが少量出土しており、先行建物が周辺に存在したことがうかがわれる。基壇上面には11～15世紀頃の土師器皿や瓦器碗が多量に堆積していた。金属製品としては、開元通宝を含む中国銭、銅製花瓶のほか、100点以上にのぼる鉄釘が出土している。

礎石建物SB 600は、その規模と位置から講堂跡であることはほぼまちがいない。建立年代は主体となる藤原宮式の軒瓦の年代から7世紀末と考えられる。玉石積みによる基壇外装の補修は、階段裏込めから出土した土器の型式から平安時代後期(11～12世紀頃)と推定され、その時期は塔跡における13重石塔婆の設置時期にほぼ一致する。SB 600の廃絶時期については明確にしがたいが、廃絶後その基壇上に造られた礎石建物SB 601の建立時期は14～15世紀頃と推定される。今回の調査で講堂の規模と建立年代が明らかになったが、塔と講堂とは礎石に同じく自然石を用いていること、軒瓦が共通することから一連の造営になるものと思われる。これに対し、55年度に調査した金堂は、一時期古い7世紀後半の建立と考えられる。しかし、今回の調査でも回廊の所在については不明のままであり、また塔の南に金堂を配する点など、檜隈寺の伽藍配置、規模、方位については、なお解明しえない多くの問題点が残っており、今後の調査の進展に待つところが多い。

(岩本圭輔・大脇 潔)

1981年度 飛鳥・藤原宮跡発掘調査部調査一覧

調査地区	遺跡・調査回数	調査期間	面積	備考
6 AJL・C	藤原宮 第33次	81. 4. 6~ 6. 8	1,250m ²	西方官衙
6 AJM・B	藤原宮 第34次	81. 5. 22~82. 3. 18	1,462m ²	西南隅
6 AJB・Q	藤原宮 第35次	82. 2. 1~82. 5. 12	2,088m ²	東方官衙
6 AJP・U	藤原宮 第33-1次	81. 4. 28~ 5. 2	54m ²	右京二条一坊
6 AJC・U	藤原宮 第33-2次	81. 6. 23~ 6. 24	2m ²	東方官衙
6 AJJ・B	藤原宮 第33-3次	81. 8. 7~ 8. 22	341m ²	二条大路
6 AJB・U	藤原宮 第33-4次	81. 11. 20~12. 4	349m ²	東方官衙
6 AJF・T	藤原宮 第33-5次	82. 1. 7~ 1. 20	104m ²	西方官衙
6 AJF・U	藤原宮 第33-6次	82. 3. 18~ 3. 30	120m ²	西方官衙
6 AJB・R	藤原宮 第33-7次	82. 3. 18	10m ²	東方官衙
6 AMF・J・K・L	村道耳成線 第2次	81. 12. 4~82. 1. 30	1,500m ²	左京九条三坊
6 AMD・U	浄御原宮推定地	81. 9. 3~82. 1. 29	940m ²	石神遺跡
6 AMD・V	浄御原宮推定地	81. 9. 3~12. 26	645m ²	水落遺跡
6 AMD・M	浄御原宮推定地	82. 2. 24~ 2. 25	15m ²	
5 ATN・E	田中宮推定地	81. 6. 9~ 6. 10	20m ²	
6 AMM・P	田中宮推定地	81. 12. 7~12. 9	43m ²	
6 BTK・M	大官大寺 第8次	81. 7. 13~12. 25	1,570m ²	北面回廊・寺域東限
6 BHQ・D	檜隈寺 第3次	81. 7. 6~11. 17	670m ²	講堂
6 BHQ・BC	檜隈寺 第3-1次	81. 10. 1~10. 19	60m ²	寺域東方
5 BAS・J	飛鳥寺	81. 4. 20~ 4. 24	16m ²	寺域東北方
6 BKH・B	川原寺	81. 6. 2~ 6. 3	4m ²	
6 BKH・D	川原寺	82. 3. 11~ 3. 15	30.5m ²	寺域北方
5 BST・R	坂田寺	81. 6. 15~ 6. 16	11m ²	
5 BST・C	坂田寺	82. 2. 15~ 2. 19	3m ²	金堂西方
6 AMC・M	奥山久米寺	81. 4. 9~ 4. 16	49m ²	寺域南限
6 AMC・D	奥山久米寺	81. 12. 3	2.3m ²	
6 AMJ・E	豊浦寺	81. 6. 17~ 6. 18	4m ²	
6 AMJ・F	豊浦寺	81. 6. 24~ 6. 25	9m ²	
6 BTU・A	豊浦寺	81. 12. 3	6.9m ²	寺域北方
6 BNG・F	日向寺	82. 1. 26~ 1. 29	26m ²	